

令和3年第6回大玉村議会臨時会会議録

第1日 令和3年11月30日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉 太郎
11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

10 番 須 藤 軍 蔵

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕	産 業 課 長 渡 辺 雅 彦

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の一括上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・表決

議案第69号 令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第70号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和３年第６回１１月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、１０番須藤軍蔵君より欠席届がありましたほか、１１名全員であります。定足数に達しておりますので、令和３年第６回大玉村議会臨時会を開会いたします。

なお、併任書記、藤田良男君から検査のため欠席する届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番渡邊啓子君、３番菊地厚德君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

本臨時会の会期日程等について、去る１１月２６日午後１時半より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、須藤軍蔵委員欠席ほか全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

本臨時会に提出される事件は、村長提出の議案５件で、その内容は、専決処分承認案件１件、条例改正案件４件、合わせて５件であります。

よって、会期につきましては、本日１日間と決定いたしました。なお、審議日程につきましては、本日１１月３０日、本会議、議案の一括上程、提案理由の説明、議案審議という日程で行います。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会における諸般の報告は、説明員の報告についてであります。内容につきましては、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第69号から議案第73号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（渡辺一樹） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第6回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

本臨時会における提出議案は、専決処分の承認を求める案件1件、条例改正案4件であります。

それでは、議案第69号、令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正予算書をお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等経費について、歳出の調整により予算の総額を変えない編成を行い、速やかに所要の措置を講じるため、令和3年11月1日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款2総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の事項⑩村内宿泊施設利用促進に関する経費は、村内の宿泊施設を支援するため、村民の宿泊に対して商品券による助成を行い、利用促進を図るための経費200万円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、200万円の減額計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第70号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職員の期末手当の引下げ勧告がなされ、国においては令和4年6月の期末手当から減額、県におい

ては本年１１月の改正により引下げを行うことから、これに準じ改正を行うものであります。

それでは、各条文ごとにご説明を申し上げます。

条文をお開きいただきたいと思います。

第５条第２項において、期末手当の支給率を１００分の１６５から１００分の１６０に改めるもので、附則第２項では、令和３年１２月の支給分について、１００分の１６０を１００分の１５５とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第７１号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第７０号と同様、村長等の期末手当について支給率の引下げを行うもので、内容につきましても同様であります。

次に、議案第７２号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等について所要の改正を行うものであります。

第２１条第２項では、一般職員の期末手当を１００分の１２５から１００分の１１７．５に、同条第３項では、再任用職員の期末手当を１００分の６７．５から１００分の６５に引き下げるものであります。

なお、附則第２項では、令和３年１２月に支給する期末手当について、一般職員の期末手当は１００分の１１７．５を１００分の１１０に、再任用職員の期末手当は１００分の６５を１００分の６２．５とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第７３号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、任期付職員の期末手当の引下げ勧告がなされ、国及び県において引下げを行うことから、これに準じ改正を行うものであります。

第９条第２項では、特定任期付職員の期末手当を１００分の１６５から１００分の１６０に引き下げるものであります。

なお、附則第２項では、令和３年１２月に支給する期末手当について、１００分の１６０を１００分の１５５とする特例措置を定めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第６、議案第６９号「令和３年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。４番。

○４番（本多保夫） 施設を支援して、村民の人に多く使っていただくと、大変喜ばしい

ことかなと思いますが、この支援に当たっては、各旅館とかホテルとかからの支援要請があったのかどうかをお尋ねします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4 番議員さんにお答えをいたします。

まず、宿泊業に関しては、今回のコロナ禍ということで大変苦境に立たされているというふうな状況でございまして、現在でも 1 回当たりの入浴に対する助成等も行ってございます。そういったことから、直接的な支援の要請ということではありませんが、宿泊、このコロナ禍の制限が一定程度解除されるというこのタイミングに合わせて、支援を行っていくというふうにしたものでございます。これは福島県の県民割プラス、これと、上乗せではないんですが、歩調を同一にするものというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 69 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 7、議案第 70 号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 70 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 8、議案第 7 1 号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 7 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 9、議案第 7 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 7 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 1 0、議案第 7 3 号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で今臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第6回大玉村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午前10時18分）